

# 地域密着型通所介護重要事項説明書

## (第1号通所事業重要事項説明書)

### 第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第2条及び第3条に定める地域密着型通所介護サービス(第1号通所事業サービス)(以下「通所介護サービス等」と言う。)を提供します。
- 2 利用者は、第15条第2項に定める契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

### 第2条 (介護保険給付対象サービス及び、各市区町村による第1号通所事業給付対象サービス)

- 1 事業者は、介護保険給付対象サービス及び、各市区町村による第1号通所事業給付対象サービスとして、事業者が事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。
- 2 事業者が利用者に対して実施する通所介護サービス等の内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙『サービス利用書』に定めるとおりとします。

### 第3条 (介護保険給付及び各市区町村による第1号通所事業給付対象外サービス)

- 1 事業者は利用者との合意に基づき、以下に定めるサービスを提供するものとします。
  - 一 通常のサービスに要する時間を超える通所介護サービス等
  - 二 介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービス等
- 2 前項の他、事業者は、食事、おやつのサービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

### 第4条 (通所介護計画等の決定・変更)

- 1 事業者は、サービス提供責任者に第2条第2項に定める地域密着型通所介護計画の作成に関する事務を担当させるものとします。
- 2 事業者は、地域密着型通所介護計画等の原案について、利用者に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 3 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画及び介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントによるサービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、地域密着型通所介護計画等について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、地域密着型通所介護計画等の変更の必要性があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、地域密着型通所介護計画等を変更するものとします。

- 4 事業者は、地域密着型通所介護計画等を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### 第5条(サービス利用料金の支払)

- 1 利用者は要介護度や介護予防・日常生活支援総合事業の認定に応じて第2条に定めるサービスを受け、重要事項説明書(別紙)に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額(各市区町村の定める介護予防・日常生活支援総合事業給付額)を差し引いた差額分(自己負担分は介護保険負担割合証に記載のあるとおり。)を事業者を支払うものとします。
- 2 第3条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書(別紙)に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 3 前項のほか、利用者は食事代とおむつ代、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
- 4 利用者は、サービス利用料金をサービスの利用終了時に、利用料支払窓口で、事業者が指定する方法により支払うものとします。

#### 第6条(利用料金の変更)

- 1 前条第1項に定めるサービスの利用料金について、介護給付体系及び各市区町村の定める介護予防・日常生活支援総合事業給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他、やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して事前の説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

#### 第7条(利用日の中止・変更・追加)

- 1 利用者は、利用期日前において、通所介護サービス等の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るよう努めるものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者提示して協議するものとします。

#### 第8条(運営規程の遵守)

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者とともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合には、利用者に対して事前に説明することとします。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

#### 第9条（施設、設備の使用上の注意）

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備については、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法を決定するものとします。

#### 第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態等の必要な事項について、事業所の看護職員、もしくは利用者の主治医と連携及び利用者から聴取、確認した上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者は、利用者に対する通所介護サービス等の提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

#### 第11条（守秘義務）

- 1 事業者及びサービス事業者は、地域密着型通所介護サービス（第1号通所事業サービス）を提供するうえで知り得た利用者または家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者の緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等に関する情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘わらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

#### 第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき理由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。  
但し、利用者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は全項における損害賠償責任を速やかに行うものとします。

### 第13条（事業者の責に帰すべからず事由）

本契約の有効期間中に契約者に生じた損害であっても、以下の各号に該当する場合は、事業者の責に帰すべからざる事由とします。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を知ったことにもつぱら起因して障害が発生していた場合
- 2 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれに告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して障害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して障害が発生した場合
- 4 利用者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して障害が発生した場合

### 第14条（天災等不可抗力）

- 1 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他事業者の責に帰すべからず事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、その後、事業者は利用者に対してさらに当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、利用者は事業者に対して、既に実施したサービスについて所定のサービス利用料金の支払義務を負うものとします。

### 第15条（契約期間・更新・終了、契約終了に伴う援助）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間とします。契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。
- 2 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 利用者が死亡した場合
  - 二 事業者が解散した場合、又はやむをえない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 三 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断され、介護予防・日常生活支援総合事業の対象外となった場合
  - 四 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 3 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

### 第16条（利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - 一 第6条第3項、第8条第3項により本契約を解約する場合
  - 二 利用者が入院した場合
  - 三 利用者に係る居宅サービス計画及び介護予防ケアマネジメントによるサービス計画が変更された場合
- 2 利用者は、前項の事由がなくとも、本契約の有効期間中であっても、本契約を解約することが

できます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

#### 第17条（事業者の責務不履行を事由とする契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス事業者が以下に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービス等を実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が本利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- 5 事業者が破産した場合

#### 第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 利用者が契約締結時のその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 利用者による、第5条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### 第19条（精算）

第6条第3項、第8条第3項及び第15条第2項第二号から第四号により本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第9条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

#### 第20条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

#### 第21条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意を持って協議するものとします。

## 第22条（緊急時対応）

別紙にしたがい対応するものとします。

### \* オプション条項（契約当事者の変更）

利用者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定め、又は利用者の家族等を含む第三者に利用者を変更することに同意します。

## 第23条（第三者評価）

第三者評価の実施の有無 無

## 第24条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者が地域密着型通所介護等の提供を受ける際に、利用者及びその家族が留意すべき事項は次の通りとする。

- 1 利用者が食堂及び機能訓練室を利用する際には、従業者の支援のもとで利用すること。
- 2 利用者の体調によっては入浴等を中止する場合があること
- 3 利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけること。
- 4 利用者及びその家族は他の利用者及び従業者に対して、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力・暴言等を行ってはならない。

通所介護サービス等の提供開始にあたり、本書面及び別紙サービス利用書に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 宇都宮市川俣町6-1-3

名称 特定非営利活動法人あざみ会 印

説明者

私は、本書面及び別紙サービス利用書により、事業者から通所介護サービス等について重要事項の説明を受け、その内容及び第11条3項の情報の開示について同意致します。

利用者

住所

氏名

家族(代理人)

住所

氏名 (続柄 )

上記の条約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。